

大分市の屋外彫刻が目指すもの(全体像)

大分市の屋外彫刻は大分の公園の原点である遊歩公園から始まりました。

遊歩公園は戦後間もない昭和25年、焦土と化した街の復興を願い、時の上田保市長によって造られました。その際、大分を文化の香り高い街にと、作曲家・瀧廉太郎の終焉の地でもあったこの地に、大分県出身の彫塑家・朝倉文夫の「瀧廉太郎君像」と「みどりのかげ」が設置され、今では大分の歴史と文化を象徴する彫刻群を有する公園となっています。

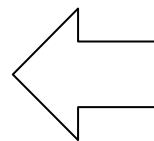
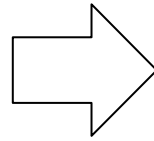
また、その後、郷土の芸術振興を目的とした「彫刻のある街づくり事業」が実施され、市中の街角に60基を超える彫刻が設けられました。

しかし、60年という歳月が流れ、人のくらし、生活が変わりゆく中で、彫刻周辺の環境変化とともに、彫刻に対する関心も薄れてきている状況となっています。折りしも大分駅周辺総合整備事業に関連する中心市街地は、日々、著しい変遷を遂げていますが、さらに、今後数年のうちに街の姿は大きく変貌します。

この大分の街の大変革を契機に、新たなまちづくりの中で、個性を活かし、大分らしさを出すためにも、遊歩公園創設の精神を受け継ぎ、街なかの彫刻をより身近に、誰もが気軽に芸術に親しめる環境に整えるべきであると考えます。さらに、新たに生み出される都市空間とパブリックアートを視野に入れながら、市民の財産である屋外彫刻が制作時の情熱の息吹を永久に感じ取れるよう常にきれいな状態を維持し、大分の特徴あるまちづくりの素材として最大限に活かされることを目指します。

再配置計画の立案

彫刻配置方針を基に分類された作品に対し、再配置場所を確定し、修景を施すべき作品には個別の修景整備計画を建て、新たな作品設置も視野に入れ、年次計画により順次実施して行く。



実現への方針

●作品の分類

残すべきものは残し、動かすものは、望ましい場所に再配置する。

- 現在地に残すもの
 - ・ 設置場所と地縁の深いもの
 - ・ 設置場所の周囲の空間とよく調和しているもの
- 現在地から移動するもの
 - ・ 都心南北軸の再構築で影響が及ぶもの
 - ・ 寄り付きが悪く、鑑賞できない場所にあるもの
 - ・ 作品の周辺環境が変化し、現在地では不調和となったもの
 - ・ 人目に触れにくい場所にあるもの
- 新たに導入するアート作品の検討

●屋外彫刻再配置方針

①遊歩公園エリア

戦後、大分の街復興の象徴であった遊歩公園に、「瀧廉太郎君像」を代表とする朝倉文夫作品をこの地に集め、現在の遊歩公園の状態を本来のより機能的な緑道の形態に整え、本市における屋外彫刻と都市公園の発祥地であることを印す場所とする。

②都心南北軸エリア

西洋文化の導入により繁栄した当時の事象を示す作品群は、大分の文化と歴史を物語るのにふさわしい文化遺産であることから、大分駅周辺の新たな都市空間に、大友宗麟公像を核として一堂に集め、市民も来訪者も大分の香りを自然に感じ取りながら、ゆっくりと鑑賞できる空間を創出する。

また、都心南北軸の再生によって新たに生み出される都市空間が、大分らしい個性的な街並みとなり、南北にわたる都心軸が上野の森の美術館へとつながる連続性のある魅力的なアート空間を形成することを目的に、現在、中央通りに設置されている作品を中心に、特長ある街並み景観を創出するよう適所に再配置する。

作品と設置場所の選定については歴史性や芸術性など、作品の特性を吟味し、新たに作品配置するエリアの設置意図を明確に示し、格調高い美術館へのアプローチに形付けるものを選択する。

③総合公園など人通りの多い場所への彫刻ゾーン整備

彫刻のあるまちづくり事業（昭和54年度～平成4年度）によって郊外の交差点や植樹帯に設置され、間近では鑑賞できない作品に対し、市民の利用度が高い総合公園などへ作品を集約し、集められたこれらの作品は市民の芸術振興のために起こした事業で制作されたものであること、郷土大分に所縁ある人たちによって制作されたものであることを示し、多くの人々が作品を鑑賞しながら散策できるエリアを設け、彫刻のある公園あるいは彫刻のある道として作品の設置環境を整える。